

社会福祉法人 東京家庭学校

上水保育園における防犯カメラの設置及び利用に関する要綱

平成16年11月12日制定

(目的)

- 第1条 この要綱は、犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置（以下「防犯カメラ」という。）の管理及び運用に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 防犯カメラの管理及び運用に当たっては、杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号）及び杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例施行規則（平成16年杉並区規則第42号）に準じて行うものとする。

(防犯カメラ設置者の責務等)

- 第2条 社会福祉法人東京家庭学校上水保育園（以下「上水保育園」という。）の設置管理者は、防犯カメラ設置者（以下「設置者」という。）として、防犯カメラの設置及び利用に関し、責任を負うものとする。
- 2 設置者は、自ら防犯カメラに係る管理責任者（以下「管理責任者」という。）となる場合を除き、防犯カメラを設置している施設の長を管理責任者に選任するものとする。

(管理責任者の責務)

- 第3条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 防犯対象区域を明確にする
- (2) 防犯カメラの設置目的を達成するために必要な範囲を撮影する。
- (3) 防犯対象区域の出入口等利用者から見やすい場所に次に定める事項を明示する。
- ア 防犯カメラを設置している旨の表示。
- イ 管理責任者の氏名、住所及び連絡先。
- (4) 画像表示装置（以下「モニター」という。）及び録画装置（以下「HDDレコーダー等」という。）は、原則として事務室内等一般の施設利用者から見通せない場所に設置する。

(防犯カメラの作動時間)

- 第4条 防犯カメラの作動時間は、原則として終日とする。

(録画した画像の保存期間)

- 第5条 画像の保存期間は、原則として7日間とする。

(画像データの保存方法)

第6条 画像は、撮影時の状態のまま保存し、記録データを加工してはならない。

2 画像は、複写してはならない。

3 HDD等の画像を記録している媒体及び機器は、施錠ができる事務室内又は事務室内の施錠ができる設備等に保管するものとする。ただし、建物等が構造上これによりがたい事情がある場合はこの限りではない。

(画像の消去方法)

第7条 保存期間を経過したビデオテープ及びハードディスク等により録画した画像は、速やかに、上書きする方法で、前の画像の消去を行う。

(画像の廃棄方法)

第8条 画像を記録しているビデオテープ及びハードディスク等の廃棄は、破砕等の処分を行う。

(画像の廃棄記録)

第9条 前条に定める、廃棄を行った場合は、防犯カメラ画像廃棄記録書(第1号様式)に、次のことを記録する。

- (1) 廃棄理由。
- (2) 廃棄年月日。
- (3) 廃棄した記録媒体の名称及び記録終了日。
- (4) 媒体ごとの画像記録開始及び記録終了日。

(目的外利用及び第三者提供の禁止)

第10条 画像は、設置目的以外の目的に利用し又は第三者に提供してはならない。

(目的外利用及び第三者提供の例外)

第11条 前条の規定にかかわらず、設置者が画像を目的外に利用し又は第三者に提供できる場合は、次の通りとする。

- (1) 画像から識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合。
- (2) 刑事訴訟法第218条第1項に基づく場合。
- (3) 刑事訴訟法第197条第2項、弁護士法第23条の2第2項その他法令に基づく照会があった場合。
- (4) 利用者・住民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。

(本人からの画像開示要求)

第 1 2 条 設置者及び管理責任者は、本人から、該当本人が識別される画像の開示を求められたときは、上水保育園に係る情報の公開に関する規約に従い、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

(個人情報保護の周知徹底)

第 1 3 条 設置者及び管理責任者は、HDDレコーダー等进行操作し若しくはモニター又は画像を見ることが出来る職員等に対し、画像の不正使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底しなければならない。

(苦情処理の手続き)

第 1 4 条 防犯カメラの設置及び利用に関する利用者・住民等からの苦情の申立てがなされたときは、管理責任者が対応するものとする。
2 管理責任者は、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行い、設置者に報告したうえ、適切かつ迅速に処理するものとする。

(報告義務)

第 1 5 条 管理責任者は、次の各号に掲げる事項について、杉並区保健福祉部保育課長に報告するものとする。この場合、第 1 号及び第 2 号の報告(内容を変更したときを含む。)については、防犯カメラの設置及び利用に関する基準報告書(第 2 号様式)により行い、第 3 号の報告は、録画画像の閲覧及び提供に関する報告書(第 3 号様式)により行うものとする。

- (1) 本要綱。
- (2) 防犯カメラを設置している旨の表示。
- (3) 録画した画像の閲覧又は提供をした場合。

附 則

この要綱に従った運用は、平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日からとする。